



～家庭で料理とワインを簡単に合わせるポイント～

近年、ワインの銘柄が数千種類あると言われていますが、家庭でワインを楽しむとき、どの料理にどのワインが合うのか、ワインのセレクトに悩む方も多いと思います。そこで、今回はご家庭で料理とワインを簡単に合わせるポイントを2点ほど紹介したいと思います。

【料理の色とワインの色を合わせる】

まず、皆さん焼鳥を思い浮かべてください！焼鳥には、「タレ焼き」と「塩焼き」がありますよね。色で言うと「タレは赤色」・「塩は白色」（ちょっとこじつけですが）の二通りに分けることができます。ワインの色はこれで決まりましたね！これは、酢豚や唐揚げにも代用できると思います。塩焼きの場合は、皆さんレモンを搾って食べると思いますが、そこでワインを選ぶとき、酸味の強いさっぱりとした白ワインをチョイスすると、きっと美味しく焼鳥とワインを楽しんでいただけたらと思います。

【料理の軽い・重いでワインを合わせる】

あくまでも「イメージ」になりますが、料理には「**軽め**」のもの（例えばサラダ）、「**重め**」のもの（例えばビーフシチュー）があると思います。料理の軽い・重いによってワインを合わせることができます。基本的には、軽い料理にはライトボディのワイン、重い料理にはフルボディのワインをチョイスしていただくと良いでしょう！

ワインを買うとき、ラベルの裏にそのワインの特性などが記載されていると思いますので、参考に購入してください。

ホテルアバローム紀の国では、レストランで手軽にワインを楽しんでいただけるよう、たくさんのワインをご用意しています。ご利用の際は、スタッフにワインをチョイスしてもらおうのではなく、この記事を参考に、是非ご自分でチャレンジしていただけたら、今まで以上にワインを楽しんでいただけたらと思いますよ！

文：ホテルアバローム紀の国 ソムリエ 松本 崇範

『障害共済年金』

障害共済年金とは、組合員または組合員であった者が、在職中に初診日のある病気等で1～3級の障害状態になったときに、年齢（65歳までに請求する必要あり）や勤務年数に関係なく請求できる年金です。

7症例

特例傷病	障害認定日
上肢・下肢を切断・離断	その日
人工骨頭、人工関節を挿入、置換	
心臓ペースメーカー、人工弁を装着	
咽頭を全摘出	
人工肛門又は人工膀胱を造設、尿路変更術を施行	
人工透析療法を施行	透析開始から3ヵ月を経過した日
在宅酸素療法を施行	在宅酸素療法を開始した日

受給要件

- 1 在職中に初診日があること。
- 2 初診日から1年6月経過した日（以下「**障害認定日**」）において障害等級が1～3級であること。ただし初診日から1年6月の間に右の7症例に該当したときは、それぞれの日を障害認定日とします。

- ※1 受給要件の障害等級は、市町村が発行する身体障害者手帳等の等級とは異なります。
- ※2 障害等級が1～2級のときは、日本年金機構から障害基礎年金も同時に受給できます。
- ※3 障害**共済**年金は在職中支給停止ですが、障害**基礎**年金は在職中も支給されます。（ただし、平成27年10月以降は、在職中も支給されます。P6参照）

手続の流れ

- 1 本人は所定の診断書等を和歌山支部へ提出します。和歌山支部は書類審査し、本部へ進達、本部は障害程度の認定事務（専門医が障害等級の決定）を行います。
- 2 障害等級1～3級に該当した場合、本部から和歌山支部へ「**障害程度の認定結果のお知らせ**」が送付され、和歌山支部から本人に結果を報告し、必要書類を送付します。（なお、非該当の者については結果のみ報告します。）
- 3 本人は、請求書等の必要書類を和歌山支部へ提出します。和歌山支部は書類審査し、本部に進達、本部は障害共済年金の決定を行います。
- 4 障害共済年金決定後、本部から本人の自宅あてに年金証書等を送付します。

請求から年金決定までの流れ



※65歳到達までに請求する必要があります。

『傷病手当金』

組合員が公務によらない傷病により、勤務に服することができず、給料が支給されない場合に給付されます。ただし、退職者については在職中に要件を満たしている者のみ該当します。

給付額

給料日額 × 2/3 × 1.25 × 給付日数

（障害共済年金等を受給している場合、その額を控除した額となります。）

請求方法

- 1 和歌山支部ホームページ (<http://www.kouritu-wakayama.jp>) から様式集をダウンロードし、「**傷病手当金請求書（様式集4-11）**」を入手してください。
- 2 必要事項を記入し、通院している病院で傷病により勤務できないことを証明してもらいます。
- 3 病院で証明してもらった後は、所属所長又は共済事務担当職員に提出してください。

（様式集4-11）

お問い合わせ先

事前認定請求及び障害共済年金の請求は、現職者・退職者ともに、和歌山支部が窓口になります。

なお、傷病手当金の請求は、現職者は所属所を通して（退職者は直接）和歌山支部に提出となります。詳しく知りたい方、または病気等のために退職を考えている方は、和歌山支部年金班までご相談ください。

●年金班/073-441-3711